

各種委員等選出基準・根拠

	委員会等名	委員等選出根拠	関係条例等	関係法	委員等定数	選出人員
4	都市計画審議会委員	第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (2) 市議会の議員 (規則) 第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。 (2) 市議会の議員 6人以内	飯塚市都市計画審議会条例 飯塚市都市計画審議会規則	都市計画法	20人以内	4
5	国民健康保険事業の運営に関する協議会	(条例) 第2条 国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。 (3) 公益を代表する委員 4人	飯塚市国民健康保険条例	国民健康保険法	13	2
6	地方卸売市場運営審議会等委員	(条例) 第61条 審議会は、委員26人以内をもって組織し、市長がこれを委嘱し、又は任命する。 (規則) 第36条 5 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 市議会議員で議長の推薦する者	飯塚市地方卸売市場条例 飯塚市地方卸売市場条例施行規則	卸売市場法	26人以内	2
14	飯塚地区防犯協会理事	(規約) 第6条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 若干名 (4) 評議員 若干名 (5) 監事 3名 第7条 会長は飯塚市長とする。 2 副会長は、桂川町長及び飯塚市議会議長の職にあるものをもって充てる。 3 理事は、次に掲げるものとする。 (1)飯塚市議会の代表者(5名)及び桂川町議会議長の職にあるもの。 (2)飯塚市総務部長の職にあるもの。 (3)飯塚市自治会連合会及び桂川町区長会の代表者。 (4)その他、本会の活動に賛同し、会長が必要と認める事業者等の代表者。 4 評議員は各市町長が指名する防犯担当職員及び飯塚警察署生活安全課長の職にある者をもって充てる。 5 監事は、会長が選任する。	飯塚地区防犯協会規約		30 (実員数)	6
15	暴力追放・生活安全推進住民会議委員	(会則) 第6条 この会議に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名	飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議会則		80 (実員数)	6